丹波市こどもの権利に関する事項について

１．こどもの権利保障を取り巻く状況

こどもの権利保障については、1989（平成元）年の国連総会において、子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）が採択され、日本においては 1994（平成６）年に条約を批准しています。2024（令和６）年６月現在、全国では69自治体が、この条約の理念に基づいた条例を制定している状況となっています。

２．条例制定の目的

丹波市においても、全てのこどもが生まれながらに持っている権利の内容を明らかにし、こどもの権利を守るための社会の責務や役割を定めることにより、こどもが健やかに自分らしく成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を実現することを目的として条例制定を目指しています。

「こども」の定義

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

３．これまでの検討状況

　・令和５年12月11日　第１回意見交換会（市議会特別委員会作成中の条例（案）他）

　・令和６年１月17日　第２回意見交換会（こどもや大人がこどもの権利を肌で感じることができる「場」他）

　・令和６年２月27日　第３回意見交換会（議会作成条例（案）の内容確認他）

　・令和６年４月22日　第４回意見交換会（議会作成条例（案）の内容確認他）

　・令和６年５月16日　第５回意見交換会（丹波市こどものための権利擁護委員会他）

　・令和６年６月27日　第６回意見交換会（丹波市条例（案）の内容確認他）

　・令和６年９月26日　第７回意見交換会（条例の逐条解説（案）の内容確認他）

４．条例（案）

　・別紙のとおり

５．今後の進め方

　・11月19日～12月18日　パブリックコメントの実施

　・12月下旬　　　　　　　　パブリックコメントの結果公表

　・ １月上旬　　　　　　　　法制審査会

　・ ３月上旬　　　　　　　　３月定例会議案提案

６．条例の検討体制

　　こどもの権利に関して関係する部署の部長、次長、課長等（まちづくり部長、市民活動課長、人権啓発センター所長、教育部長、次長兼学校教育課長、健康福祉部（福祉担当）部長、社会福祉課長、健康福祉部長、子育て支援課長、子育て支援係長、子育て支援係主幹）で条例内容や盛り込むべき市の施策について協議検討を行う。